障害福祉サービス
ガイドブック



福生市

（令和８年８月現在）

福生市公式キャラクター たっけー☆☆

※制度・内容を変更する場合があります。
詳細は、ホームページ・窓口等でご確認ください。

＊＊＊目次一覧＊＊＊

頁

1 相談窓口

相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 手帳

身体障害者手帳・・・・・・・・・・・・ 2
愛の手帳・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
精神障害者保健福祉手帳・・・・・・・・・ 2

3 手当・年金

心身障害者福祉手当・・・・・・・・・・・ 3
児童育成手当（障害手当）・・・・・・・・・ 3
児童育成手当（育成手当）・・・・・・・・・ 3
重度心身障害者手当・・・・・・・・・・・ 4
特別児童扶養手当・・・・・・・・・・・・ 4
障害児福祉手当・・・・・・・・・・・・・ 4
特別障害者手当・・・・・・・・・・・・・ 5
特殊疾病患者福祉手当・・・・・・・・・・ 5
原子爆弾被爆者見舞金・・・・・・・・・・ 5
障害基礎年金（国民年金）・・・・・・・・・ 6
障害厚生年金（障害手当金）・・・・・・・・ 6
心身障害者扶養共済制度・・・・・・・・・ 6
各種手当の所得制限・・・・・・・・・・・ 7

4 医療費助成

心身障害者(児)医療費助成・・・・・・・・ 9
自立支援医療（精神通院医療）・・・・・・・ 10
自立支援医療（更生医療）・・・・・・・・・ 10
自立支援医療（育成医療）・・・・・・・・・ 10
特定疾病療養受療証医療費助成・・・・・・ 11
難病医療費助成・・・・・・・・・・・・・ 11
小児慢性特定疾病医療費助成・・・・・・・ 12
後期高齢者医療制度の障害認定・・・・・・ 12
Ｂ型・Ｃ型ウイルス肝炎治療医療費助成・・ 13
肝がん・重度肝硬変医療費助成・・・・・・ 13
小児精神障害者入院医療費助成・・・・・・ 14

5 障害福祉サービス

介護・訓練等給付・・・・・・・・・・・・ 15
補装具費給付・・・・・・・・・・・・・・ 16

頁

6 障害児通所支援

障害児通所給付・・・・・・・・・・・・・ 16

7 地域生活支援事業等

日常生活用具給付・・・・・・・・・・・・ 16
住宅設備改善給付・・・・・・・・・・・・ 17
おむつ等助成・・・・・・・・・・・・・・ 17
その他支援・・・・・・・・・・・・・・・ 17

8 交通

タクシー券・ガソリン券・・・・・・・・・ 19
有料道路通行料金の割引・・・・・・・・・ 19
自動車改造費助成・・・・・・・・・・・・ 20
自動車運転教習費助成・・・・・・・・・・ 20
市営駐車場使用料免除・・・・・・・・・・ 20
自転車等駐車場使用料免除・・・・・・・・ 21
JR 旅客運賃割引・・・・・・・・・・・・・ 21
私鉄旅客運賃割引・・・・・・・・・・・・ 21
都営交通の無料パスと割引・・・・・・・・ 22
民営バスの割引・・・・・・・・・・・・・ 22
タクシーの割引・・・・・・・・・・・・・ 22
航空旅客運賃割引・・・・・・・・・・・・ 23
福祉バス・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

9 各種支援

東京都障害者休養ホーム事業・・・・・・・ 24
聴覚障害者 FAX 問合せサービス・・・・・・ 24
NHK 放送受信料の減免・・・・・・・・・・ 24
下水道使用料減免・・・・・・・・・・・・ 24
指定収集袋(ごみ袋)粗大ごみの減免・・・・ 25
体育館及び屋外体育施設の割引・・・・・・ 25
携帯電話料金の割引・・・・・・・・・・・ 25
青い鳥郵便葉書の無償配布・・・・・・・・ 25
防災行政無線戸別受信機の貸出・・・・・・ 25
救急医療情報キットの配布・・・・・・・・ 26
緊急ネット通報（Net119）・・・・・・・・ 26
避難行動支援希望者登録制度・・・・・・・ 26
福祉避難所・・・・・・・・・・・・・・・ 27
地域生活支援拠点等・・・・・・・・・・・ 27

10 市内の障害者団体

市内の障害者団体・・・・・・・・・・・・ 28

事業別対象者一覧表

頁	区分	事業名	障害	知的				視覚						聴覚・平衡					音声・言語		肢体						内部				精神	難病	所得制限等	
			度・級	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4				
3	手当・年金	心身障害者福祉手当		●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●			●	●	●	●	●	●			●	●	●	●			●	
3	手当・年金	児童育成手当(障害手当)		●	●	●		●	●					●							●	●					●	●					●	
4	手当・年金	児童育成手当(育成手当)						●	●					●							●	●					●	●					●	
4	手当・年金	重度心身障害者手当		△	△																△	△											●	
4	手当・年金	特別児童扶養手当		●	●	●		●	●	●				●	●				●		●	●	●				●	●	●				●	
5	手当・年金	障害児福祉手当		●	●			●	●					●							●	●					●	●					●	
5	手当・年金	特別障害者手当		△	△			△	△					△							△	△					△	△			△		●	
6	手当・年金	特殊疾病患者福祉手当		－－ 指定の特殊疾病患者 －－																												●	●	
6	手当・年金	障害基礎年金(国民年金)		－－ 国民年金法施行令の障害等級表による －－																														
6	手当・年金	障害厚生年金(障害手当金)		－－ 勤務先本社所在地の年金事務所へ問合せ －－																														
9	医療	心身障害者(児)医療費助成		●	●			●	●					●							●	●					●	●	△		△		●	
10	医療	自立支援医療(更生医療)						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
10	医療	自立支援医療(育成医療)						－－ 指定の疾病区分による －－																									●	
11	医療	難病医療費助成																														●		
18		声の広報						●	●																									
19	交通	タクシー券・ガソリン券		●	●			●	●					●							●	●	△				●	●	●					
19	交通	有料道路通行料金の割引		●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
20	交通	自動車改造費助成																			●	●											●	
20	交通	自動車運転教習費助成		●	●	●	●	●	●	●				●	●				●		●	●	●	△	△		●	●	●	△				●
21	交通	市営駐車場使用料免除		－－ 等級制限なし －－																												●		
21	交通	自転車等駐車場使用料免除																														●		
21	交通	JR旅客運賃割引																														●		
22	交通	私鉄旅客運賃割引																														●		
22	交通	都営交通の無料パスと割引																														●		
22	交通	民営バスの割引																														△		
23	交通	タクシーの割引																														△		
23	交通	航空旅客運賃割引																														●		
23	交通	福祉バス																														●		
24	各種支援	東京都障害者休養ホーム事業		－－ 等級制限なし －－																														
24	各種支援	聴覚障害者FAX問合せサービス												●	●	●	●	●	●	●														
24	各種支援	NHK放送受信料の減免		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
25	各種支援	下水道使用料減免		△	△			△	△					△							△	△					△	△			△		●	
25	各種支援	指定収集袋(ごみ袋・粗大ごみ)の減免		△	△			△	△					△							△	△					△	△			△		●	
25	各種支援	体育館及び屋外体育施設の割引		－－ 等級制限なし －－																														
25	各種支援	携帯電話料金の割引		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
25	各種支援	青い鳥郵便葉書の無償配布		●	●			●	●					●							●	●					●	●						
25	各種支援	防災行政無線戸別受信機の貸出												△	△	△	△	△																
26	各種支援	救急医療情報キットの配布		－－ 等級制限なし －－																														
26	各種支援	緊急ネット通報(Net119)												●	●	●	●	●	●	●														

※凡例(●おおむね該当　　△一部該当)

※●△の事業でも、所得、年齢、併給制限等のあるものがあります。詳しくは本文をご覧ください。

1 相 談 窓 口

① 障害福祉課　障害福祉係　☎042-551-1742　相談支援係　☎042-551-1691

内　　容	基幹相談支援センターとして総合的・専門的な相談支援を行っています。 障害福祉係：手帳、手当、医療費助成等 相談支援係：相談支援、サービス給付等 令和8年10月1日から窓口受付時間が変わります。詳細は、市ホームページや広報をご確認ください。
受付時間	月～金　8:30～11:30、13:00～16:45（※日曜、祝日、年末年始は除く。土曜は要予約）
所 在 地	福生市本町5　市役所1階11番

② 福生市障害者自立生活支援センターすてっぷ　☎042-539-3217

内　　容	生活や就労に関する総合的な相談支援を行っています。
利用時間	月～金　8:30～17:15（※土曜、日曜、祝日、年末年始は除く。）
所 在 地	福生市南田園2-13-1　福祉センター1階

③ 福生市児童発達支援センター　☎042-539-1131

内　　容	発達に配慮の必要な児童の相談支援を行っています。
利用時間	月～金、第2・4土曜日　9：00～17：15（※日曜、祝日、年末年始は除く。）
所 在 地	福生市南田園2-13-1　福祉センター2階

④ ハッピーウイング　☎042-553-9888

内　　容	精神科、心療内科で治療を受けていて、服薬により症状が安定している方の相談・利用
利用時間	月・火・水・金曜日　10:00～18:00 第1・3・5日曜日　、第2・4土曜日　13:00～18:00（※祝日等は要確認）
所 在 地	福生市東町6-8　ME ビル3階

⑤ 東京都西多摩保健所　☎0428-22-6141

内　　容	こころの病気、難病、障害児に関する相談等
受付時間	月～金　9:00～17:00（※土曜、日曜、祝日、年末年始は除く。）
所 在 地	青梅市東青梅1-167-15

⑥ 福生市障害者虐待防止センター（障害福祉課内）　☎042-551-1511（市役所代表）

内　　容	障害者が家族、施設の職員、会社の事業主などに虐待されているのに気づいた人は、ひとりで抱え込まないで「福生市障害者虐待防止センター」に通報してください。
受付時間	月～土　8:30～17:15 ※日曜、祝日、年末年始、土曜の12時～13時の閉庁時間帯は当直が対応し、担当に取次ぎします。
所 在 地	福生市本町5　市役所1階11番

⑦ 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

障害福祉サービス等を利用する方は、指定特定相談支援事業所等の相談支援専門員が作成する「サービス等利用計画案」の提出が必要となります。その計画案をふまえて支給決定を行います。

指定特定相談支援事業所等は市内外にあります。必要に応じて障害福祉課相談支援係にご相談ください。

2 手　　帳

※「問合せ先」の記載のないものは、障害福祉課 障害福祉係 ☎042-551-1742

① 身体障害者手帳

身体障害のある方が、サービスを受けるために必要な手帳です。

障害の程度により１級から６級まであります。

申請に必要なもの	① 指定医による身体障害者診断書・意見書 ② 写真１枚（たて４㎝×よこ３㎝） ③ マイナンバーカード等（個人番号が確認できるもの） ④ 本人確認ができるもの　＊マイナンバーカード持参の場合は不要 〇写真のあるもの（運転免許証、障害者手帳等）…いずれか１つ 〇写真のないもの（健康保険の資格確認書、年金手帳等）…２つ以上
内容変更等があった時	手帳の内容（住所・氏名・障害程度など）に変更があった場合、死亡した場合又は紛失・破損した場合は、障害福祉課に届出をしてください。

② 愛の手帳

知的障害のある方が、サービスを受けるために必要な手帳です。

障害の程度により１度（最重度）、２度（重度）、３度（中度）、４度（軽度）に区分されます。

申請先	18 歳未満 … 児童相談所	【問合せ先】 立川児童相談所　☎042-523-1321
	18 歳以上 … 東京都心身障害者福祉センター	【問合せ先】 心身障害者福祉センター　多摩支所 ☎042-573-3311
内容変更等があった時	手帳の内容（住所・氏名・障害程度など）に変更があった場合、死亡した場合又は紛失・破損した場合は、障害福祉課に届出をしてください。 また、18 歳未満の方は本人が満６歳、12 歳、18 歳になったとき、再判定が必要になります。	

③ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある方が、サービスを受けるために必要な手帳です。

障害の程度により１級から３級まであります。

申請に必要なもの	① 診断書（精神障害者保健福祉手帳用） 又は年金証書（精神障害により障害年金を受給している方） ② 写真１枚（たて４㎝×よこ３㎝） ③ マイナンバーカード等（個人番号が確認できるもの） ④ 本人確認ができるもの　＊マイナンバーカード持参の場合は不要 〇写真のあるもの（運転免許証、障害者手帳等）…いずれか１つ 〇写真のないもの（健康保険の資格確認書、年金手帳等）…２つ以上
内容変更等があった時	手帳の内容（住所・氏名・障害程度など）に変更があった場合、死亡した場合又は紛失・破損した場合は、障害福祉課に届出をしてください。

3 手 当 ・ 年 金

※「問合せ先」の記載のないものは、障害福祉課 障害福祉係 ☎042-551-1742

① 心身障害者福祉手当【 都・市 】

対　　象	① 愛の手帳１度から４度の方 ② 身体障害者手帳１級から４級の方 ③ 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の方	
支給制限	※次のいずれかに該当する方は支給されません。 ◆ 65 歳以上で新たに手帳を取得された方 ◆ 規定の所得制限を超過された方（詳しくは7、８ページをご覧ください。） ◆ 施設に入所されている方 ◆ 保護者が児童育成手当（障害手当）を受給している方	
手 当 額 （月額）	身体障害者手帳１級・２級、愛の手帳１度から３度	17,500 円
	身体障害者手帳３級	7,000 円
	身体障害者手帳４級、愛の手帳４度	6,000 円
	脳性麻痺又は進行性筋萎縮症	18,000 円
支 給 月	４月・８月・12 月（前４か月分を年３回支給）	

② 児童育成手当（障害手当)【 都・市 】

対　　象	次のいずれかに該当する 20 歳未満の児童を養育している方 ① 愛の手帳１度から３度程度の方 ② 身体障害者手帳１級・２級程度の方 ③ 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の方
支給制限	※次のいずれかに該当する方は支給されません。 ◆ 規定の所得制限を超過された方（詳しくは7、８ページをご覧ください。） ◆ 施設に入所されている方
手 当 額 （月額）	15,500 円
問合せ先	子ども育成課 手当助成係　☎042-551-1737

③ 児童育成手当（育成手当)【 都・市 】

対　　象	身体障害者手帳１級・２級程度を有し、18 歳未満の児童を養育している方
支給制限	※次のいずれかに該当する方は支給されません。 ◆ 規定の所得制限を超過された方（詳しくは7、８ページをご覧ください。） ◆ 施設に入所されている方
手 当 額 （月額）	13,500 円
問合せ先	子ども育成課 手当助成係 ☎042-551-1737

④ 重度心身障害者手当【都】

対　象	① 重度の知的障害で著しい精神症状などのため、常時複雑な介護を必要とする方 ② 重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方 ③ 重度の肢体不自由で、両上下肢とも機能が失われ、座っていることが困難な方
支給制限	※次のいずれかに該当する方は支給されません。 ◆ 65 歳以上で新たに手帳を取得された方 ◆ 施設に入所されている方 ◆ 病院などに３か月を超えて入院している方 ◆ 規定の所得制限を超過された方（詳しくは7、８ページをご覧ください。）
手当額（月額）	60,000 円
支給月	毎月

⑤ 特別児童扶養手当【国】

対　象	次のいずれかに該当する児童を監護又は養育する方 ① 身体障害者手帳おおむね１級から３級程度（下肢障害については４級の一部を含む。） ② 愛の手帳おおむね１度から３度程度 ③ 上記①、②と同程度の疾病、身体または精神の障害
支給制限	※次のいずれかに該当する方は支給されません。 ◆ 本人、その配偶者又は扶養義務者の所得が限度額を超えている方（詳しくは7、８ページをご覧ください） ◆ 児童が施設に入所されている方　◆ 児童が 20 歳になったとき ◆ 日本国外へ転出したとき　◆ 障害の程度が該当しなくなったとき ◆ 死亡したとき　◆ 婚姻したとき ◆ 障害年金等、障害を理由とする年金を受けるようになったとき
手当額（月額）	（１級）58,450 円（２級）38,930 円 ※障害程度により、支給額が変わります。
問合せ先	子ども育成課 手当助成係 ☎042-551-1737

⑥ 障害児福祉手当【国】

対　象	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳未満の方
支給制限	※次のいずれかに該当する方は支給されません。 ◆ 施設に入所されている方 ◆ 障害年金などを受給している方 ◆ 本人、その配偶者又は扶養義務者の所得が限度額を超えている方（詳しくは7、８ページをご覧ください。）
手当額（月額）	16,560 円
支給月	５月・８月・11 月・２月（前３か月分を年４回支給）

⑦ 特別障害者手当【国】

対　　象	精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳以上の方
支給制限	※次のいずれかに該当する方は支給されません。 ◆ 施設に入所されている方 ◆ 病院などに継続して３か月を超えて入院している方 ◆ 本人、その配偶者又は扶養義務者の所得が限度額を超えている方（詳しくは7、８ページをご覧ください。）
手 当 額 （月額）	30,450 円
支 給 月	５月・８月・11 月・２月（前３か月分を年４回支給）

⑧ 特殊疾病患者福祉手当【市】

対　　象	① 東京都の難病医療費助成を受けている方 ② 小児慢性特定疾病医療費助成を受けている方で難病医療費助成制度と共通の疾病に罹患している方
支給制限	※次のいずれかに該当する方は支給されません。 ◆ 施設に入所されている方 ◆ 心身障害者福祉手当又は保護者が児童育成手当(障害手当)を受給している方 ◆ 生活保護を受給している方
手 当 額 （月額）	6,000 円
支 給 月	４月・８月・12 月（前４か月分を年３回支給）

⑨ 原子爆弾被爆者見舞金【市】

広島市及び長崎市に投下された原子爆弾により被爆した方に支給される見舞金です。

対　　象	７月１日に福生市内に住所を有し、被爆者健康手帳の交付を受けている方
助 成 額 （年額）	10,000 円
申 請 に 必要なもの	毎年７月１日から、おおむね２週間の間に被爆者健康手帳と振込先の金融機関の口座番号等がわかるもの(本人名義)をお持ちのうえ、障害福祉課にて申請を行ってください。

⑩ 障害基礎年金（ 国民年金 ）

対　　象	障害の原因となった傷病の初診日が国民年金加入期間の方、あるいは 20 歳前又は日本国内に住んでいる 60 歳以上 65 歳未満で年金制度に加入していない期間にある方が、一定の障害の状態にある場合に支給されます。 ※保険料の納付要件があります。 ※20 歳前に初診日がある方は、支給は 20 歳に達した後になり、所得制限があります。	
年 金 額 （年額）	1 級　　1,059,125 円 （68 歳以上の方は 1,056,125 円）	2 級　　847,300 円 （68 歳以上の方は 844,900 円）
	この級は身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の等級ではありません。	
問合せ先	保険年金課 保険年金係　☎042-551-1670	

⑪ 障害厚生年金（ 障害手当金 ）

対　　象	厚生年金保険の被保険者加入期間中に、障害の原因となった病気やけがの初診日がある方が対象です。 ※保険料の納付要件があります。
問合せ先	青梅年金事務所　☎0428-30-3410

⑫ 心身障害者扶養共済制度【都】

心身障害者を扶養する保護者が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害になった場合、残された心身障害者に終身一定額の年金を給付する制度です。

⑬ 各種手当の所得制限

各種手当には、所得制限があります。所得限度額を超える場合は、手当は支給されません。

所得額は、住民税の課税対象となる所得額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得にかかる特別控除額がある場合には、控除後の額）から、控除額表の控除額を引いた金額で判断します。また、所得額に給与所得控除・公的年金等控除が含まれる場合には、その合計金額から 10 万円を控除します。

所得をみる方一覧

手当種別	所得をみる方	備考
① 心身障害者福祉手当	20 歳未満の方・・・対象者の扶養義務者※1 20 歳以上の方・・・対象者本人	控除額表①、加算額表①
② 児童育成手当（障害） ③ 児童育成手当（育成）	対象者本人	控除額表②、加算額表①
④ 重度心身障害者手当	20 歳未満の方・・・対象者の扶養義務者※1 20 歳以上の方・・・対象者本人	控除額表①、加算額表①
⑤ 特別児童扶養手当	本人、その配偶者及び、扶養義務者※1	控除額表②、加算額表②
⑥ 障害児福祉手当 ⑦ 特別障害者手当	本人、その配偶者及び、扶養義務者※1	控除額表①、加算額表②

※1 扶養義務者とは、本人と生計を一にしている父母・祖父母・曽祖父母・子・孫・曾孫・兄弟姉妹（血族）のうち最多収入者のことをいいます。単身赴任、二世帯住宅等形式的に世帯を分けていても、生計を一にしている場合は同一世帯として扱われます。

控除額表①（① 心身障害者福祉手当、④ 重度心身障害者手当、⑥ 障害児福祉手当、⑦ 特別障害者手当）

控除の種類	本人の控除額	配偶者・扶養義務者の控除額
当該雑損控除	控除相当額	控除相当額
医療費控除	控除相当額	控除相当額
小規模企業共済等掛金控除	控除相当額	控除相当額
配偶者特別控除	控除相当額（最高 33 万円）	控除相当額（最高 33 万円）
特定親族特別控除	控除相当額（最高 45 万円）	控除相当額（最高 45 万円）
社会保険料控除	控除相当額	80,000 円
障害者控除（本人）	−	270,000 円
障害者控除（扶養親族・扶養配偶者）	1 人 270,000 円	1 人 270,000 円
特別障害者控除（本人）	−	400,000 円
特別障害者控除（扶養親族・扶養配偶者）	1 人 400,000 円	1 人 400,000 円
寡婦控除	270,000 円	270,000 円
ひとり親控除	350,000 円	350,000 円
勤労学生控除	270,000 円	270,000 円

控除額表②（②③ 児童育成手当、⑤ 特別児童扶養手当）

控除の種類	本人の控除額	配偶者・扶養義務者の控除額
当該雑損控除	控除相当額	控除相当額
医療費控除	控除相当額	控除相当額
小規模企業共済等掛金控除	控除相当額	控除相当額
配偶者特別控除	控除相当額	控除相当額
特定親族特別控除	控除相当額	控除相当額
社会保険料控除	80,000 円	80,000 円
障害者控除	270,000 円	270,000 円
特別障害者控除	400,000 円	400,000 円
寡婦控除	270,000 円	270,000 円（配偶者はなし）
ひとり親控除	350,000 円	350,000 円
勤労学生控除	270,000 円	270,000 円 （学生で所得 650,000 円以下のうち給与所得 100,000 円以下）

所得制限基準額表

扶養人数	① 心身障害者福祉手当 ② 児童育成手当（障害） ③ 児童育成手当（育成） ④ 重度心身障害者手当	⑤ 特別児童扶養手当		⑥ 障害児福祉手当 ⑦ 特別障害者手当	
		本人	配偶者・扶養義務者	本人	配偶者・扶養義務者
0 人	3,758,000 円	4,596,000 円	6,287,000 円	3,758,000 円	6,287,000 円
1 人	4,138,000 円	4,976,000 円	6,536,000 円	4,138,000 円	6,536,000 円
2 人	4,518,000 円	5,356,000 円	6,749,000 円	4,518,000 円	6,749,000 円
上記以降	1 人につき 380,000 円 加算	1 人につき 380,000 円 加算	1 人につき 213,000 円 加算	1 人につき 380,000 円 加算	1 人につき 213,000 円 加算

なお、次の場合は所得制限基準額表の額に該当の加算額を加算した額が限度額となります。

加算額表①（① 心身障害者福祉手当、②③ 児童育成手当、④ 重度心身障害者手当）

扶養親族等の種類	加算額
同一生計配偶者（70 歳以上の者に限る。）、老人扶養親族	1 人につき 100,000 円
特定扶養親族、控除対象扶養親族（19 歳未満の者に限る。）	1 人につき 250,000 円

加算額表②（⑤ 特別児童扶養手当、⑥ 障害児福祉手当、⑦ 特別障害者手当）

加算対象者	扶養親族等の種類	加算額
本人	同一生計配偶者（70 歳以上の者に限る。）、老人扶養親族	1 人につき 100,000 円
	特定扶養親族、控除対象扶養親族（19 歳未満の者に限る。）	1 人につき 250,000 円
配偶者・扶養義務者（扶養人数が２人以上いる場合）	老人扶養親族	1 人につき 60,000 円（ただし、扶養親族がすべて老人扶養親族の場合は、その人数から１人を除いた人数分が加算されます。）

4 医療費助成 ※「問合せ先」の記載のないものは、障害福祉課 障害福祉係 ☎042-551-1742

① 心身障害者(児)医療費助成

次の対象者の方が、病院・診療所などで診療を受けたとき、窓口で支払う金額（保険診療の自己負担分）の一部が助成されます。

対　　象	・身体障害者手帳１級・２級の方 ※ 内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、肝臓又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害）は１級から３級の方 ・愛の手帳１度・２度の方 ・精神障害者保健福祉手帳１級の方 ※ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。 ◆ 医療保険未加入者 ◆ 生活保護法に基づく被保護者（生活保護の受給者） ◆ 本人（20歳未満の場合は扶養義務者）の前年の所得が所得制限基準額を超える方 ◆ 後期高齢者医療被保険者で住民税が課税されている方 ◆ 65 歳以上で新規申請された方 → ただし、65 歳未満で重度障害者となり、都外に在住又は生活保護を受給していたために、申請ができなかった方は除きます。
申請に必要なもの	① 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ② 次のいずれかの書類 ・健康保険証利用可能なマイナンバーカード（マイナ保険証）およびマイナポータルの「資格情報画面」をプリントアウトしたもの ・資格確認書の写し ・資格情報のお知らせの写し ※マイナ保険証およびマイナポータルの「資格情報画面」の提示によって、書類の提出を省略できます。 ③ １月２日以降（手続きを１月から８月までの間にされる方は、前年の１月２日以降）に福生市に転入されてきた方は、次のいずれかの書類 ・本人の区市町村民税(非)課税証明書（未成年者の場合は扶養義務者のもの） ・交付状況連絡票（都内転入の方）

② 自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患を理由として、継続的に通院が必要な方の自己負担分の医療費が一部助成されます。（自己負担がない場合もあります。）

対　　象	精神保健福祉法第５条に規定する精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に必要とする方
申請に必要なもの	① 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書 ② 自立支援医療診断書（精神通院） ③ 次のいずれかの書類 ・健康保険証利用可能なマイナンバーカード（マイナ保険証）およびマイナポータルの「資格情報画面」をプリントアウトしたもの ・資格確認書の写し ・資格情報のお知らせの写し ※マイナ保険証およびマイナポータルの「資格情報画面」の提示によって、書類の提出を省略できます。 ④ 自立支援医療受給者証　※新規の方は不要 ⑤ 世帯所得状況等調査同意書 ⑥ マイナンバーカード等（個人番号が確認できるもの） ⑦ 本人確認ができるもの　※マイナンバーカード持参の場合は不要 〇写真のあるもの（運転免許証、障害者手帳等）…いずれか１つ 〇写真のないもの（健康保険の資格確認書、年金手帳等）…２つ以上

③ 自立支援医療（更生医療）

障害の除去又は軽減が見込まれるなど、当該障害に対して確実な治療効果が期待される医療に関わる費用について、自己負担分の一部が助成されます。

対　　象	身体障害者手帳をお持ちの 18 歳以上の方
申請に必要なもの	① 自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書 ② 自立支援医療費（更生医療）支給要否意見書（または概略書） ③ 次のいずれかの書類 ・健康保険証利用可能なマイナンバーカード（マイナ保険証）およびマイナポータルの「資格情報画面」をプリントアウトしたもの ・資格確認書の写し ・資格情報のお知らせの写し ※マイナ保険証およびマイナポータルの「資格情報画面」の提示によって、書類の提出を省略できます。 ④ 自立支援医療費（更生医療）見積明細書 ⑤ 特定疾病療養受療証（人工透析療法で、受療証が交付されている方） ⑥ マイナンバーカード等（個人番号が確認できるもの） ⑦ 本人確認ができるもの　※マイナンバーカード持参の場合は不要 〇写真のあるもの（運転免許証、障害者手帳等）…いずれか１つ 〇写真のないもの（健康保険の資格確認書、年金手帳等）…２つ以上

④ 自立支援医療（育成医療）

対　　象	肢体不自由、視覚障害、心臓障害等の機能障害があり、手術等により障害の改善が見込まれる 18 歳未満の方
問合せ先	子ども育成課 手当助成係 ☎042-551-1737

⑤ 特定疾病療養受療証医療費助成

特定の疾病により、長期にわたり高額な医療費が必要となる方は、特定疾病の自己負担額が一つの医療機関につき月額１万円（人工透析が必要な慢性腎不全の方で 70 歳未満の上位所得者は２万円）となる「特定疾病療養受療証」の交付が受けられます。

対　　象	国民健康保険・後期高齢者医療制度・社会保険等に加入されている方で、 ①　人工透析を必要とする慢性腎不全 ②　先天性血液凝固因子障害の一部（血友病） ③　血液凝固因子製剤の投与に起因する（血液製剤による）ＨＩＶ感染症	
問合せ先	国民健康保険加入の方	保険年金課 保険年金係 ☎042-551-1640
	後期高齢者医療制度加入の方	保険年金課 後期高齢医療係 ☎042-551-1767
	その他健康保険に加入の方	各社会保険の保険者窓口へ

⑥ 難病医療費助成

特定の疾病に対して医療処置や、入院時食事療養費標準負担額（人工透析を必要とする腎不全は除く）が助成されます。

対　　象	①　市内に住所を有している方 ②　各種健康保険(公的医療保険)に加入している方、生活保護を受けている方（人工透析・血友病・スモン等は除く） ③　難病医療費助成対象疾病に罹患し、疾患の状態が認定基準に該当する方
申請に必要なもの	①　難病医療費助成申請書兼同意書 ②　臨床調査個人票（国疾病：発行６か月以内　都疾病：発行３か月以内） （疾病ごとに様式指定、先天性血液凝固因子欠乏症は診断書、人工透析を必要とする腎不全は不要） ③　世帯調書 ④　次のいずれかの書類 ・マイナポータルの「資格情報画面」をプリントアウトしたもの ・資格確認書の写し ※国民健康保険・国民健康保険組合・後期高齢者医療は同一保険加入者全員分が必要 ⑤　住民票（世帯全員が載っている続柄があるもの）（発行３か月以内） ⑥　被保険者の区市町村民税(非)課税証明書 →申請する日が４月から６月中は前年度分、７月から３月分の場合は当該年度分 （※国民健康保険･国民健康保険組合･後期高齢者医療は同一保険加入者全員分が必要） ⑦　特定疾病療養受療証の写し（血友病等、人工透析を必要とする腎不全の方のみ） ⑧　マイナンバーカード等（個人番号が確認できるもの）・個人番号に係る調書 ⑨　委任状 ※情報連携に伴い、手続きにおいて省略できる提出物があります。
助成期間	申請日から１年を経過する日の属する月の末日まで

⑦ 小児慢性特定疾病医療費助成

小児慢性特定疾病の治療に要する医療費の一部が助成されます。

対　　象	① 都内に住所を有する 18 歳未満の児童及び 18 歳に達した時点で同制度の継続的利用が必要な場合に限り、20 歳まで対象となります。 ② 生活保護法に基づく被保護者（生活保護の受給者）
申請に必要なもの	① 小児慢性特定疾病医療費支給認定・登録者証申請書兼同意書 ② 小児慢性特定疾病医療意見書（発行３か月以内） 重症申請をされる方は「小児慢性特定疾病重症患者認定申請書兼診断書」もしくは該当部位の１、２級の身体障害者手帳の写し 成長ホルモン治療をされる場合は「成長ホルモン治療用意見書」 人工呼吸器等の認定申請をされる方は「人工呼吸器等装着者申請時添付書類」 ③ 世帯調書 ④ 次のいずれかの書類（対象児童、被保険者の氏名、住所の記載があるもの） ・マイナポータルの「資格情報画面」をプリントアウトしたもの ・資格確認書の写し （※国民健康保険・国民健康保険組合は同一保険加入者全員分が必要） ※健康保険証利用可能なマイナンバーカード（マイナ保険証） およびマイナポータルの「資格情報画面」の提示によって、書類の提出を省略できます ⑤ 住民票（世帯全員が載っているもの）（発行３か月以内） ⑥ 被保険者の区市町村民税(非)課税証明書 →　申請する日が４月から６月中は前年度分、７月から３月分の場合は当該年度分 （※国民健康保険・国民健康保険組合は同一保険加入者全員分が必要） ⑦ 申請者及び患児のマイナンバーカード等（個人番号が確認できるもの） ⑧ 委任状 ※情報連携に伴い、手続きにおいて省略できる提出物があります。

⑧ 後期高齢者医療制度の障害認定（65 歳から 74 歳の方）

後期高齢者医療制度は原則 75 歳以上の方を対象とした制度ですが、65 歳から 74 歳までの一定の障害のある方は、申請により東京都後期高齢者医療広域連合に認められると加入することができます（生活保護を受給されている方等は、加入できません）。

後期高齢者医療制度に加入されると、現在ご加入の国民健康保険や健康保険組合などから脱退することになります。

対　　象	【一定の障害の状態】 ① 身体障害者手帳１から３級 ② 身体障害者手帳４級の方で次のいずれかに該当する方 ・音声機能又は言語機能の著しい障害のある方 ・両下肢のすべての指を欠く方 ・一下肢を下腿２分の１以上で欠く方 ・一下肢の著しい障害のある方 ③ 愛の手帳１・２度 ④ 精神障害者保健福祉手帳１・２級 ⑤ 国民年金の年金証書（障害年金１・２級）
申請に必要なもの	障害の状態を明らかにする書類（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、国民年金証書等）、マイナンバーカード等（個人番号が確認できるもの）
問合せ先	保険年金課 後期高齢医療係 ☎042-551-1767

⑨ B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成

根治を目的とするB型・C型肝炎のインターフェロン治療及びB型肝炎の核酸アナログ製剤治療、C型肝炎治療のインターフェロンフリー治療にかかる医療費を助成する東京都の制度です。

対　　象	① 市内に住所を有している方 ② 下記対象治療法を要すると診断された方 ・B型・C型ウイルス肝炎インターフェロン治療 ・B型ウイルス肝炎核酸アナログ製剤治療～経口剤（飲み薬）による治療法 ・C型ウイルス肝炎インターフェロンフリー治療～経口剤（飲み薬）による治療法 ※詳細な薬剤名については、市ホームページをご確認ください。
申請に必要なもの	① B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成申請書 ② 対象肝炎治療に係る診断書 ③ 住民票（世帯全員が載っているもの）（発行３か月以内） ④ 次のいずれかの書類 ・マイナポータルの「資格情報画面」をプリントアウトしたもの ・資格確認書の写し ※健康保険証利用可能なマイナンバーカード（マイナ保険証） およびマイナポータルの「資格情報画面」の提示によって、書類の提出を省略できます ⑤ 高齢受給者証（70 歳以上 75 歳未満の方　④で自己負担割合を確認できる場合は不要） ⑥ 住民票に記載された、世帯全員分の課税状況を証明する書類 （ただし、20 歳未満の課税状況を証明する書類は不要） ・区市町村民税(非)課税証明書 ・区市町村民税納税通知書の写し ・区市町村民税決定通知書の写し → 申請する日が４月から６月中は前年度分、７月から３月分の場合は当該年度分 ⑦ 区市町村民税額合算対象除外申請書・世帯全員分の④（同一住民票の世帯であっても、実質的に生計を別にしている場合。ただし、配偶者は除外の対象となりません。） ⑧ 委任状
助成期間	原則として、申請月の初日から１年間ですが、各治療法によって異なります。

⑩ 肝がん・重度肝硬変医療費助成

B 型・C 型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の入院医療費を助成します。

対　　象	次の①から③のすべてに該当する方 ① B 型・C 型ウイルスによる肝がん・重度肝硬変と診断されている方 ② 医療保険に加入しており、世帯の収入が概ね 370 万円未満の方 ③ 申請月の前の 23 か月以内に、指定医療機関で高額療養費算定基準額を超えた入院が 1 か月以上ある方
申請に必要なもの	① 医療券交付申請書 ② 臨床調査個人票及び同意書（指定医療機関による） ③ 入院記録票の写し（高額療養費算定基準額を超えた入院のあった月３か月分以上） ④ 住民票（世帯全員、続柄が載っているもの）（発行３か月以内） ⑤ 次のいずれかの書類　・マイナポータルの「資格情報画面」をプリントアウトしたもの ・資格確認書の写し ⑥ 高齢受給者証（70 歳以上 75 歳未満の方　⑤で自己負担割合を確認できる場合は不要） ⑦ 保険者からの情報提供にかかる同意書 ⑧ 限度額適用認定証の写し（申請時点で有効なもの） ※70 歳未満の方で、⑤で資格確認書の写し（高額療養費の適用区分が記載されている場合を除く）を提出する場合は必要 ⑨ 区市町村民税課税（非課税）証明書（必要な場合のみ）

⑪ 小児精神障害者入院医療費助成

精神科への入院治療を必要とする満 18 歳未満の方の医療費を助成します。

対　　象	18 歳未満で精神科病院又は精神科の病床に入院されている方 （18 歳の誕生日の前々日までに申請された方が対象）
申請に必要なもの	① 医療費助成申請書 ② 診断書（様式指定） ③ 住民票(対象児童、申請者の氏名、続柄記載) ④ 次のいずれかの書類(対象児童、被保険者の氏名、住所の記載があるもの) ・健康保険証利用可能なマイナンバーカード（マイナ保険証）およびマイナポータルの「資格情報画面」をプリントアウトしたもの ・資格確認書の写し ・資格情報のお知らせの写し ※マイナ保険証およびマイナポータルの「資格情報画面」の提示によって、書類の提出を省略できます。 ⑤ 遅延理由書(必要に応じて)

5 障害福祉サービス

※問合せ先　障害福祉課 相談支援係 ☎042-551-1691

障害者総合支援法によりサービスを受けることが出来ます。サービスのご利用を希望される場合は、申請等が必要になりますので、事前に障害福祉課相談支援係にご相談ください。

なお、介護保険と共通するサービスは、介護保険を優先して利用していただきます。

① 介護・訓練等給付

居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排泄、食事の介護や調理、洗濯及び掃除などの家事ならびに生活等に関する相談、助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害者、精神障害者で、常に介護を必要とする方への自宅での入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な方に、外出時に同行して移動の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が、行動するときの危険をさけるための必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護など複数の支援をまとめて行います。
療養介護	常時医療と介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療育上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護などを行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
自立生活援助	施設を利用していた障害のある人が一人暮らしを始めたときに、生活や健康等に問題がないか、訪問して必要な助言等の支援をします。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴、排泄、食事の介護など、相談や日常生活上の援助を行います。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	就労移行支援又は就労継続支援を利用している方（利用する意向を有する方も含む）が、就労先や働き方についてより良い選択ができるよう支援を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために、必要な訓練を行います。
就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）	一般企業への就労が難しい方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

② 補装具費給付

対　　象	身体障害者手帳をお持ちの方、難病患者等
種　　目	眼鏡・盲人安全つえ(白杖)・義眼・補聴器・義肢・装具・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ・姿勢保持装置・座位保持いす・起立保持具・重度障害者用意思伝達装置等
利用方法	必ず購入前に障害福祉課相談支援係までご相談ください。 ① 給付する種目ごとに細かい規定があります。 ② 障害種別によって申請いただけない種目もあります。 ③ 申請（決定）前に購入したものは給付の対象となりませんので、ご注意ください。 ④ 世帯所得により費用負担が発生する場合があります。 ⑤ 介護保険と共通するサービスは、介護保険を優先してご利用いただきます。 ※対象者が 18 歳以上の場合、本人又は配偶者の市民税所得割課税額が 46 万円以上の場合は支給対象外となります。

6 障害児通所給付

※問合せ先　障害福祉課 相談支援係 ☎042-551-1691

児童福祉法によりサービスを受けることができます。サービスのご利用を希望される場合は、申請等が必要になりますので、事前に障害福祉課相談支援係にご相談ください。

児童発達支援	未就学の障害児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園および大学を除く）に通学している障害児に対して、放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練、社会性を養う支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障害児に対して、利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

7 地域生活支援事業等

① 日常生活用具給付

※問合せ先　障害福祉課 相談支援係 ☎042-551-1691

主に重度の障害者の方が日常生活を容易にするための福祉用具を障害の状況により給付します。

対　　象	身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方、難病患者等
利用方法	必ず購入前に障害福祉課相談支援係までご相談ください。 ① 給付する種目ごとに細かい規定があります。 ② 障害種別によって申請いただけない種目もあります。 ③ 申請（決定）前に購入したものは給付の対象となりませんので、ご注意ください。 ④ 世帯所得により費用負担が発生する場合があります。 ⑤ 介護保険と共通するサービスは、介護保険を優先してご利用いただきます。
備　　考	既に給付された日常生活用具の修理につきましては、自己負担となります。

② 住宅設備改善給付 ※問合せ先　障害福祉課 相談支援係 ☎042-551-1691

重度身体障害者(児)に対し、居住する家屋の住宅設備改善に要する費用の一部を給付します。

対　　象	重度の下肢機能障害・体幹機能障害等の 65 歳未満の方 ただし、屋内移動設備を除きます。 ※なお、次の場合は対象にはなりません。 ①　申請者が施設に入所中、又は病院に入院中の場合 ②　家屋の所有者から改善の承諾が得られない場合 ③　新築工事にあわせて実施する場合(屋内移動設備を除く) ④　工事実施後に申請がされた場合
種　　目	① 中規模住宅改修　　② 屋内移動設備
申　　請	種目ごとに対象者の条件が異なりますので、事前に障害福祉課までご相談ください。

③ おむつ等助成 ※問合せ先　障害福祉課 障害福祉係 ☎042-551-1742

対　　象	身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの３歳から 64 歳までの方で、身体や精神の障害により、常時寝たきり又はそれに近い状態にあり、現におむつ等を必要とする方で、今後も継続すると認められる方 ※新規で申請される 65 歳以上の方は、高齢者支援係 551-1751 にご連絡ください。	
内　　容	①　紙おむつ	１日につき５枚を限度として支給 （尿取りパッドを併用する場合は３枚を限度として支給）
	②　おむつカバー	１年につき１枚を支給
	③　尿取りパッド	１日につき５枚を限度として支給（種類により３枚を限度）
配　　達	週ごとにおむつ等をご自宅に配達します。	

④ その他支援

意思疎通支援	聴覚、言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人への手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。 障害福祉課 障害福祉係 ☎042-551-1742
移動支援	屋外での移動が困難な障害者等に対し、円滑に外出できるための移動支援を行います。ただし、通勤や通学、通院等の通年にわたる利用はできません。 障害福祉課 相談支援係 ☎042-551-1691
地域活動支援センター	創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。 障害福祉課 相談支援係 ☎042-551-1691
日中一時支援	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護できないとき、障害者の日中における活動の場の確保及び一時的な介護の支援を行います。 障害福祉課 相談支援係 ☎042-551-1691
重度身体障害者(児)訪問入浴サービス	ご家庭での入浴が困難な在宅の重度身体障害者(児)の方に、訪問入浴車とスタッフ3人(看護師1名、介助職員2名)が自宅に訪問し、お部屋で入浴ができるサービスです。 障害福祉課 相談支援係 ☎042-551-1691
重度身体障害児入浴サービス	ご家庭での入浴が困難な在宅の重度身体障害児(概ね6歳から18 歳未満)の方に、福祉センターの特殊浴槽(機械浴)を利用して入浴を行うサービスです。 障害福祉課 相談支援係 ☎042-551-1691

救急代理通報システム	18 歳以上で一人暮らし等の重度身体障害者又は難病患者が、家庭内で病気や事故等の緊急状態に陥ったとき、ペンダントなどを押すだけで市と委託契約を結んだ事業者に通報され、関係機関又は現場派遣員による速やかな援助が行われる制度です。 障害福祉課 障害福祉係 ☎042-551-1742
中等度難聴児補聴器購入費助成	身体障害者手帳の認定基準に該当しない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成し、難聴児の健全な発達を支援します。 障害福祉課 相談支援係 ☎042-551-1691
車いす貸出し	障害者等を対象に、車いすを原則2週間を上限として無料貸与します。 障害福祉課 障害福祉係 ☎042-551-1742
図書館資料の宅配サービス	視覚障害１・２級又は肢体不自由１・２級の方等で、図書館への来館が困難な方のご自宅へ、本、雑誌等を１回に 30 点までお届けします。（要事前登録・電話可）貸出期間は１か月間です。 S&D たまぐ一福生中央図書館 ☎042-553-3111
対面音訳サービス	市内にお住まいで、視覚障害・高齢等の理由により、ご自身で本を読むことが困難な方を対象に、Ｓ＆Ｄたまぐ一福生中央図書館にて対面形式で資料を朗読（音訳）します。 開館日の朝 10 時から夕方５時の間に、お１人１日２時間までご利用いただけます（１週間前までにお申込みが必要です。電話可）。 S&D たまぐ一福生中央図書館 ☎042-553-3111
声の広報	視覚障害１・２級の方等で希望する方に、無料でデイジー方式のＣＤを送付します。詳細は次のとおりです。

【声の広報】

内　容	発行回数	発行部署	電話番号
市議会だより	年４回	議会事務局　庶務係	042-551-1523
広報ふっさ	月２回	秘書広報課　広報広聴係	042-551-1529
あなたとわたし	年１回	協働推進課　協働推進・男女平等推進担当	042-551-1590
「ごみ･リサイクルカレンダー」「ごみ・資源分別一覧」	随　時	ごみ減量対策課　ごみ総合受付センター	042-552-1621
障害者のための災害時避難行動マニュアル	随　時	障害福祉課　障害福祉係	042-551-1742
福生の教育	年４回	教育総務課　教育総務係	042-551-1930
社協広報	年６回	ふっさボランティア・市民活動センター	042-552-2122

8 交　　通

※「問合せ先」の記載のないものは、障害福祉課 障害福祉係　☎042-551-1742

① タクシー券・ガソリン券の給付

対　　象	①　身体障害者手帳１級、２級及び３級（下肢機能障害、体幹機能障害、内部機能障害） ②　身体障害者手帳所持者で脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の方 ③　愛の手帳１度、２度 ※施設等に入所されている方は除きます。
給 付 額	４月から６月までの申請：20,000 円相当 ７月から９月までの申請：15,000 円相当 10 月から 12 月までの申請：10,000 円相当 １月から３月までの申請： 5,000 円相当 } 各年度で１回の申請となります。
申請に必要なもの	・身体障害者手帳又は愛の手帳 【ガソリン券を希望の方】 ・車検証 ※自動車検査証記録事項をお持ちの方は、あわせて提示してください。 ※営業用の自動車を除き、自己所有名義、もしくは同居親族名義のものに限る。
備　　考	タクシー券・ガソリン券は、市と協定を締結した事業所・給油所に限り利用可能です。 対象となる事業所・給油所は、市ホームページをご確認ください。 ※支給限度内でタクシー券とガソリン券の併給ができます。 ※給付後の変更や紛失等による再給付はできません。 ※給付は対象者１人につき年度で1回となります。

② 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳障害者ご本人が運転される場合又は重度の障害者を乗せて介護者が運転する場合、有料道路の通行料金が半額になります。ただし、事業用の自動車は対象になりません。

対　　象	①　障害者ご本人が運転される場合　→　身体障害者手帳の交付を受けている方 ②　障害者ご本人以外の方が運転され、障害者ご本人が同乗される場合 →　第１種の身体障害者手帳又は第１種の愛の手帳の交付を受けている方
申請に必要なもの	①　身体障害者手帳又は愛の手帳 ②　車検証、軽自動車届出済証又は自動車検査証記録事項 （事前に車両登録をする場合又は ETC をご利用される場合は必須） ③　運転免許証（障害者ご本人が運転される場合のみ） ※ETC をご利用される方は、④⑤も必要になります。 ④　ETC カード（障害者本人名義のもの） 20 歳未満の重度障害者の方で本人以外の方の運転による割引を受け、かつ、障害者ご本人が運転して割引を受けない場合に限り、親権者又は法定後見人名義の ETC カードも対象となります。 ※20 歳に達する誕生日以降も割引を受ける場合は、障害者本人名義の ETC カードが必要です。 ⑤　ETC 車載器の管理番号が確認できるもの（ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等） ※ETC をご利用される方は、オンラインでの申請も可能です。 オンライン申請受付サイトはこちら　https://www.expressway-discount.jp

③ 自動車改造費助成

就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要のある方に自動車の改造費用を助成します。

対　　象	身体障害者手帳１級・２級の上肢機能障害・下肢機能障害・体幹機能障害で 18 歳以上の方
申請に必要なもの	①　身体障害者手帳 ②　自動車改造費見積書 ③　運転免許証 ④　車検証の写し ⑤　前年の所得の状況を証明する書類
助成限度額	133,990 円
備　　考	所得制限があります。 改造後の自動車は対象となりません。改造前に、必ず障害福祉課にご相談ください。

④ 自動車運転教習費助成

障害者が自動車運転免許を取得するのに必要な経費の一部を助成します。なお、この事業の対象となるのは「第一種普通自動車免許」及び「排気量等の限定解除に直接要する経費」です。

対　　象	免許取得時、市内に引き続き３か月以上住所を有している方で、 ①　身体障害者手帳３級以上の方 ②　歩行困難である４級の内部機能障害の方 ③　歩行困難である４級・５級の下肢機能障害・体幹機能障害の方 ④　愛の手帳４度以上の方
申　　請	教習所に作成していただく書類があります。詳しくは、障害福祉課にお問合せください。 また、教習所発行の領収書は申請の際にご提出いただきますので、大切に保管しておいてください。免許取得後、６か月以内に申請する必要があります。
助成額	◆　第一種普通自動車免許 助成対象経費の２／３の額。ただし、市民税所得割課税額により限度額があります。

市民税所得割課税額	限度額
0円	164,800 円
1 円から 56,000 円	144,200 円
56,001 円から 257,000 円	123,600 円
257,001 円以上	助成なし

◆　排気量等の限定解除に直接要する経費　　限度額　20,600 円

⑤ 市営駐車場使用料免除

福生市営福生駅西口駐車場（福生市本町 92 番地１）を使用の際、利用開始時刻から２時間以内の使用料を免除します。

対　　象	駐車場の利用者(同乗者でも可)が、 ①　身体障害者手帳をお持ちの方 ②　愛の手帳をお持ちの方 ③　精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ④　戦傷病者手帳をお持ちの方
利用方法	出庫の際に①から④いずれかの手帳をご提示ください。
問合せ先	道路下水道課 管理・交通安全対策係 ☎042-551-1969

⑥ 自転車駐車場使用料免除

福生市自転車駐車場の使用料を免除します。

名　　称	所　在　地
福生駅東口地下自転車駐車場	東町５番地１
福生駅西口自転車駐車場	福生 977 番地 20
牛浜駅東口自転車駐車場	牛浜 148 番地４
牛浜駅西口自転車駐車場	牛浜 58 番地１
熊川駅東自転車駐車場	熊川 798 番地１
拝島駅北口自転車駐車場	熊川 1398 番地１
東福生駅東口自転車駐車場	福生 2051 番地１
東福生駅西口自転車駐車場	福生 2153 番地３

対　　象	自転車等駐車場の利用者で ①　身体障害者手帳をお持ちの方 ②　愛の手帳をお持ちの方 ③　精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	
利用方法	定期利用	利用駐車場の定期利用申込みの際に管理人にお申込みください。
	一時利用	管理人に①から③いずれかの手帳を提示してご利用ください。
問合せ先	道路下水道課 管理・交通安全対策係 ☎042-551-1969	

⑦ JR 旅客運賃割引

ＪＲ線(航路・バスも含む)及び連絡社線を利用する際の運賃が割引になります。

対　　象	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方とその介護人
内　　容	①　第１種、第２種障害者の単独乗車　普通乗車券（片道 100ｋｍを超える場合） ②　第１種障害者の介護人付き乗車 普通乗車券（自動券売機での小児購入も可） 定期券（小児を除く） 回数券（バスを除く） 急行券（特急券を除く） ③　12 歳未満の第２種障害者の介護人付き乗車　介護人の定期券
割引率	本人・介護人ともに５割引（ただし、バス定期券は３割引）
利用方法	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を駅窓口に提示して、乗車券などを購入してください。
問合せ先	ＪＲ各駅・各営業所の窓口

⑧ 私鉄旅客運賃割引

対象・内容とも、「⑦ＪＲ旅客運賃割引」に準じます。

利用方法	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を駅窓口に提示して、乗車券などを購入してください。
問合せ先	各私鉄駅の窓口

⑨ 都営交通の無料パスと割引

都営交通(都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー)の全区間の無料パスを発行します。

対　　象	①　身体障害者手帳をお持ちの方 ②　愛の手帳をお持ちの方 ③　精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ※いずれもシルバーパス所有者を除く。
割 引 率	障害者本人は無料 第１種障害者の介護人は普通乗車券・定期乗車券が５割引（手帳を提示すること） （バス定期券は３割引）
利用方法	磁気券：自動改札機を利用できます。都電及び都バスに乗車する際は、係員に提示してください。 紙券：係員に提示してください。
申請に必要なもの	対象の手帳をお持ちのうえ、障害福祉課へ。無料パスを発行いたします。

⑩ 民営バスの割引

対　　象	身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方とその介護人 精神障害者保健福祉手帳（顔写真入り）をお持ちの方	
割 引 率	普通乗車券：５割引　　定期乗車券：３割引	
利用方法	障害者本人のみの場合は、手帳の提示で割引が受けられます。介護人割引（第１種身体障害者の介護人）が必要な方は、あらかじめ次の窓口で民営バス乗車証、定期券割引購入申込書の交付を受け、購入するときに提出してください。	
問合せ先	身体障害者・精神障害者	障害福祉課 障害福祉係 ☎042-551-1742
	知的障害者	東京都 福祉局 障害者施策推進部 ☎03-5320-4147
	知的障害児(18 歳未満)	立川児童相談所 ☎042-523-1321

⑪ タクシーの割引

対　　象	身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方 ※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も対象になることがあります。 　会社により異なりますので、ご注意ください。
割 引 率	運賃の１割引（10 円未満切り上げ）
利用方法	乗車時に身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示して、料金割引を受ける旨を運転者に告げてください。※詳細は、各会社にお問い合わせください。
問合せ先	各タクシー会社

⑫ 航空旅客運賃割引

満 12 歳以上の方が国内の航空機を利用する際の運賃の割引です。内容は会社により異なります。

対　　象	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方とその介護人（対象は会社により異なる場合があります。）
問合せ先	各航空会社、営業所など

⑬ 福祉バス

高齢者や障害者、妊婦・乳幼児・未就学児などの方々が、市内の福祉施設等をより利用しやすくするために運行しています。

対　　象	市内在住で、 ① 60歳以上の方 ② 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ③ 妊娠中の方 ④ 乳幼児・未就学児 ⑤ 特別支援学級在籍児童、生徒 ※①から⑤の介護者・保護者の方は１名まで同乗できます。
申請に必要なもの	① 市内在住と年齢を確認できるもの（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険資格確認書等） ② 利用対象を証明できる各種手帳等（母子健康手帳・障害者手帳等）
申請受付場所	・福生市役所（介護福祉課・障害福祉課・子ども育成課） ・福祉センター ・こども家庭センター ・教育センター（子ども応援館内） ・保健センター ・れんげ園 ・ハッピーウイング ・児童館（田園・武蔵野台・熊川） ・特別支援学級（第一小学校・第二小学校・第六小学校、第一中学校） ＊特別支援学級に該当する方のみ受付します。 ・S&Dたまぐー福生中央図書館、わかぎり図書館、わかたけ図書館 ・シルバー人材センター（さくら会館内） ※受付時間は、各施設の業務時間内です。
問合せ先	介護福祉課 高齢者支援係 ☎042-551-1751

9 各種支援

① 東京都障害者休養ホーム事業

心身障害者(児)が家族や仲間とくつろげる保養施設を指定し、その施設を利用した際の宿泊費の一部を助成する制度です。

対　　象	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方。介助を必要とする方は、付き添いの方も利用できます。ただし、障害者(児)１人につき１人です。	
内　　容	◆ 回数	１年度につき、１人２泊まで
	◆ 助成額	本人１泊　：　大人 6,490 円、小学生以下 5,770 円 付添１泊　：　大人 3,250 円（付添いは、介助を行える中学生以上の方）
利用方法	助成を受けるには、宿泊前に事前の申し込みが必要です。利用案内は障害福祉課の窓口又は東京都福祉局のホームページからダウンロードできます。 【申込書の送付先】　日本チャリティ協会 住所：東京都新宿区新宿 1-18-12　柳田ビル 3F 電話：03-3353-5942　　FAX：03-3359-7964	

② 聴覚障害者 FAX 問合せサービス

広報や市のお知らせなどについて、聴覚障害者の方からの問合せをFAX でお受けし、回答しています。

FAX 番号	042-552-5150（障害福祉課のFAX 番号です。）
受付時間	午前８時 30 分から午後５時 15 分（土日・祝日・年末年始を除く）
備　　考	問合せは広報広聴係が受付しますが、各担当部署に確認を取ることもあるため、回答までにお時間をいただく場合もあります。
問合せ先	秘書広報課 広報広聴係 ☎042-551-1529

③ NHK 放送受信料の減免

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯に対して、ＮＨＫ放送受信料が減免されます。

対　　象	全額免除	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の世帯
	半額免除	①　世帯主が視覚障害又は聴覚障害の身体障害者手帳を持っている世帯 ②　世帯主が身体障害者手帳の重度（１級・２級）を持っている世帯 ③　世帯主が愛の手帳重度（１度・２度）を持っている世帯 ④　世帯主が精神障害者保健福祉手帳（１級）を持っている世帯 ⑤　世帯主が戦傷病手帳（特別項症から第１款症）を持っている世帯

④ 下水道使用料減免

対　　象	身体障害者手帳（１級・２級）、愛の手帳（１度・２度）又は 精神障害者保健福祉手帳（１級）の交付を受けている方がいる市民税非課税世帯
内　　容	一世帯あたり月 320 円＋消費税（基本料金相当額）を減免 下水道使用料請求の際に、減免額分を差し引いて請求します。
申請に必要なもの	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳
問合せ先	道路下水道課 下水道係 ☎042-551-1968

⑤ 指定収集袋(ごみ袋)・粗大ごみの減免

対　　象	① 身体障害者手帳（１級・２級）、愛の手帳（１度・２度）又は 精神障害者保健福祉手帳（１級）の交付を受けている方がいる<u>市民税非課税世帯</u> ※交付は本人と、同居の親（１人もしくは２人）又は配偶者で、両方該当する場合は、配偶者を優先 ② 特別児童扶養手当を受給されている方 ※交付は対象児童（20 歳未満の障害児）と同居の保護者（１人もしくは２人） ※遺族基礎年金の支給により支給対象から除外されている方を含む。
申請に必要なもの	① いずれかの手帳等 （身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当受給証明書） ② 代理の方が申請する場合は、身分証明書及び委任状が必要
問合せ先	ごみ減量対策課 ごみ総合受付センター ☎042-552-1621

⑥ 体育館及び屋外体育施設の減免

対　　象	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
内　　容	いずれかの手帳の交付を受けている方(介護者を含む)又はこれらの方で構成する団体が使用する場合に使用料を免除する。
申請に必要なもの	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳
問合せ先	スポーツ推進課 ☎042-552-5511

※体育館(中央体育館･熊川地域体育館･福生地域体育館)
※屋外体育施設(市営プール･S&Dフィールド福生(市営競技場)･市営福生野球場･市営グランド･市営テニスコート)

⑦ 携帯電話料金の割引

次の手帳をお持ちの方は、携帯電話の基本使用料等が割引になる場合があります。

対　　象	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
問合せ先	携帯電話各販売店等

⑧ 青い鳥郵便葉書の無償配布

希望される方に通常郵便葉書（無地、インクジェット紙、くぼみ入り）を、１人につき 20 枚を無償で配布します。

対　　象	① 身体障害者手帳１級・２級の方　　② 愛の手帳１度・２度の方
期　　間	４月１日から５月 31 日頃
問合せ先	各郵便局

⑨ 防災行政無線戸別受信機（文字表示盤）の貸出

聴覚障害者の方に確実に緊急情報が伝わるよう、戸別受信機（文字表示盤）の貸出しを行っています。

対　　象	身体障害者手帳をお持ちの聴覚障害者の方　　※身体障害者手帳をお持ちください。
問合せ先	防災危機管理課 防災危機管理係 ☎042-551-1638

⑩ 救急医療情報キットの配布

救急時や災害時に援護が必要な方のために、持病や服薬内容等の医療情報を入れる容器を配布します。

これは、緊急時に必要な医療情報をこのキットにまとめ、お持ちの方が共通の保管場所（冷蔵庫）に保管する事で、救急医療に活かす取組みです。

対　　象	市内在住で、 ① 65 歳以上の方 ② 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ※障害者手帳をお持ちください。
問合せ先	障害福祉課 障害福祉係 ☎042-551-1742 介護福祉課 高齢者支援係 ☎042-551-1751

⑪ 緊急ネット通報（Net119）

音声（肉声）による 119 番通報が困難な聴覚障害者等が緊急通報を行う補助手段として、携帯電話及びスマートフォンからウェブ機能を利用して東京消防庁に緊急通報（火災や救急などの通報）を行い、消防車や救急車の要請ができるものです。

対　　象	① 東京消防庁管内（東京都のうち、稲城市及び島しょ地区を除く地域）に在住・在勤・在学している聴覚又は言語・音声等に機能障害がある方 ② GPS 機能があり、ウェブ利用のできる携帯電話、スマートフォンをお持ちの方
問合せ先	東京都消防庁 防災部 防災安全課 福祉係 ☎03-3212-2111　FAX03-3213-1478
備　　考	近くの方に助けを求めることができるときは、通報を依頼してください。 ① 登録や通報に係る通信料は、利用者の負担となります。 ② GPS 機能を ON に設定してください。 ③ 登録前に、ドメインの受信許可設定を行ってください。

⑫ 避難行動支援希望者登録制度

避難行動支援希望者登録を申請された方を市の避難行動支援希望者登録台帳に登録し、その情報を、地域の自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、消防署、社会福祉協議会に提供し、災害が発生した時の安否確認や避難誘導等の支援活動を迅速にできる体制をつくります。

対　　象	災害時に自力で安全な場所へ避難することが困難な次に掲げる市内居住者（施設入所者等を除く。） ① 身体障害者手帳１・２級（視覚・聴覚障害は３から６級含む。） ② 愛の手帳１から４度 ③ 精神障害者保健福祉手帳１・２級（単身世帯は３級含む。）
備　　考	① 福生市では毎年 10 月の総合防災訓練に合わせて、登録者に対する安否確認訓練を実施しています。 ② 災害の状況によっては、支援者の多くも被災者になることが考えられ、すぐに対応できないことも想定されます。この制度に登録することで、災害時の支援が必ず保証されるものではないことなどをご承知おきください。 ③ 日ごろから地域の人との交流を深め、迅速な支援が期待できる良好な関係を築いておくことが大切です。
問合せ先	社会福祉課 福祉総務係 ☎042-551-1522

⑬ 福祉避難所

災害時は、避難所に多くの避難者が集まり、集団生活を行うことになります。中でも強度行動障害者など、特に配慮を必要とする障害者については、この集団生活が困難な場合があることから、当事者や家族が安心して避難できる場所を確保しました。

対　　象	強度行動障害者等及びその家族 **※利用対象者は、原則として事前に市から案内している方になります。**
利用方法	災害発生時等に福祉避難所への避難を希望する場合は、まず、障害福祉課へご連絡いただくと、対象の避難所をご案内いたします。連絡ができない状況の場合は、一般の避難所へ避難して、市職員に福祉避難所への避難を希望することをお伝えいただき、その後、調整の上、ご案内いたします。なお、福祉避難所へは必ずご家族とご一緒に避難してください。

【福祉避難所一覧】

	名　　称	所在地
1	福生学園	熊川 1600-2
2	ウィステリア福生	北田園 1-8-6
3	オークスヘルパーステーション	福生 2348-6
4	FUSSA 地域福祉事業所　歩っ歩（ぽっぽ）	武蔵野台 2-3-20
5	ぶどうの木	福生 1062-12-2F
6	ぐみの木	福生 1062-12-1F
7	グリーンオアシス	熊川 738-4
8	障害者生活介護通所せせらぎ	福生市大字熊川 202-１ホワイトパレス拝島 105 号室

⑭ 地域生活支援拠点等

障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応します。

機能	内容
相談	緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談支援等を行う機能 →福生市社会福祉協議会、ハッピーウイング
緊急時の受け入れ・対応	緊急受入体制等を確保した上で、緊急時の受入れ等を行う機能 →福生学園、ウィステリア福生
体験の機会・場	親元からの自立等に向け、サービス利用や一人暮らしの体験の機会を提供する機能 →福生学園、ウィステリア福生
専門的人材の確保・養成	重度障害者への専門的な対応ができる体制確保や人材養成を行う機能 →障害福祉課（基幹相談支援センター）
地域の体制づくり	地域のニーズに対応できる体制確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能 →障害福祉課（基幹相談支援センター）

10 市内の障害者団体

問合せ先　ふっさボランティア・市民活動センター　042-552-2122

	名称	活動内容
1	**障がい児・者と家族の会ぷくぷく**	自閉症スペクトラム障がい等の子どもやその家族が集い情報交換・交流等をすることにより、生活困難さが少しでも軽減できるように活動しています。
2	**福生いとでんわ**	文章の音訳、娯楽テープの編集・宅配、音訳ボランティアの養成を行っています。
3	**ランプシェード**	視覚障害者と共生するため、日常の生活情報を身近な機器で、音声として聞けるようにカードやミニディスクで提供しています。
4	**点字サークル「ほたる」**	点字読者のための点訳サービス、刊行物の点訳を行っています。また、お互いの交流を通じて点字の学習、ボランティア活動を進めています。
5	**福生市聴覚障害者協会**	学習と交流、情報交換を行い、市内に在住する聴覚障害者の健康と生活の向上を目指しています。
6	**手話通訳者の会**	会議や講座等に聴覚障害者が気楽に参加できるように手話通訳の配置を求め、依頼があれば手話通訳者を派遣しています。
7	**手話サークル福手の会**	手話の学習や活動を通して聴覚障害者と交流し、共に歩んでいます。
8	**手話サークルもみじ**	手話の学習・福祉の学習を通して、聴覚障害者と共に学び歩んでいます。
9	**障がい者とボランティアグループ友の会**	体に障害のある者、お互いの交流を通して、援助し合っていくことを目的に活動しています。
10	**青年学級にじのはらっぱ**	公民館で知的障害をもつ青年たちと共に活動をしています。 公民館 ☎042-552-2118
11	**バリアフリー2001**	年々変化する福祉制度について、会員相互で情報収集し、発信を行います。
12	**ささえ**	二人一組でお年寄りや心の病をお持ちの方の話し相手や、介助の学習・施設見学を行っています。
13	**福生おもちゃの図書館チューリップ**	障害を持つ子も持たない子も、おもちゃを通じて一緒に遊べる場の提供と、おもちゃの貸し出しを行っています。
14	**御仁会（ゴニカイ）**	麦わら帽子でクッキー、ケーキ作りの指導・販売や、縫製品の指導と七夕・バザー等チラシ配布のお手伝いを行っています。
15	**ういんぐす（視覚障がい者と健常者との交流会）**	視覚障がい者の自立と外に出る楽しさ、「あきらめなければ必ず何かが出来る」と言う事を私達を通して知ってもらいたい、その思いで活動しています。
16	**余暇活動コミュニティ♪as is(あずいず)**	知的障がい者がスポーツやレジャー、芸術文化に触れ続けることや、健康で豊かな心を維持することを目的として活動しています。

《編集・発行》
〒１９７－８５０１
東京都福生市本町５番地
福生市　福祉保健部　障害福祉課

■障害福祉係
電　話：０４２－５５１－１７４２（直通）
■相談支援係
電　話：０４２－５５１－１６９１（直通）
ＦＡＸ：０４２－５５２－５１５０（課共通）　ver. 3

令和８年 10 月１日から窓口受付時間が変わります。
詳細は、市ホームページや広報をご確認ください。